

1. 概要

- ・ 国土交通省においては、請負業者の適切な選定及び指導育成を図るため、平成 13 年 3 月に請負工事成績評定要領を定め、地方整備局が発注する直轄工事において、工事の施工状況や工事目的物の品質等について請負工事成績評定（以下「工事成績評定」とする。）を実施しているところです。
- ・ 平成 13 年 4 月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」では、工事成績評定の結果を原則として公表するなど公共工事の透明性が求められるとともに、平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては、公共工事の品質確保に当たり、民間事業者の能力が適切に評価され、それらを活用することが求められたところです。
- ・ これらを踏まえ、平成 18 年度から国土交通省中部地方整備局では、工事成績評定の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、中部地方整備局において過去 2 カ年（今年度対象は平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）に完成した土木工事の工事成績評定の結果を基に、当該工事を受注した企業の工事成績評定の平均点を算出し、企業の工事成績評定結果のランキングを作成しました。（但し、過去 2 カ年に 3 件以上受注した企業に限る）。
- ・ なお、企業の工事成績評定のランキングについては、中部地方整備局ホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp>） → 中部地方整備局ホームページ → 企業と自治体 → 建設関係情報 → 建設技術に関するページ → 工事成績について で御覧下さい。

2. 工事成績評定ランキングの対象企業

下記(1)、(2)又は(3)に該当する工事の実績を3件以上有する企業を対象

(1)対象工事

中部地方整備局発注工事で過去 2 カ年（平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）に完成した直轄土木工事

(2)土木工事対象工種(港湾空港関係除き)

工事請負業者選定事務処理要領に規定された 21 工事種別のうち、下記の 10 工種を対象とする（※建築、機械及び電気通信は除く）。

- ①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、
- ④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレスト・コンクリート工事、
- ⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、
- ⑩維持修繕工事

(3)港湾空港関係土木工事の対象工事

契約業者取扱要領に規定された下記の 5 工種を対象とする。

- ①空港等土木工事、②港湾土木工事、③港湾等しゅんせつ工事、
- ④空港等舗装工事、⑤港湾等鋼構造物工事